

日野町地区計画等の案の作成手続きに関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日野町地区計画等の案の作成手続きに関する条例（平成7年日野町条例第19号。以下「条例」という）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見書の提出)

第2条 条例第4条の規定に基づき意見書を提出しようとする者は、地区計画の原案に関する意見書（様式第1号）により行うものとする。

(申出方法)

第3条 条例第5条第1項の規定により地区計画等の原案を申し出る者は、地区計画原案申出書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図（縮尺 10,000 分の 1）
- (2) 地区計画の区域図（縮尺 2,500 分の 1）
- (3) 現況図（縮尺 500 分の 1 以上）
- (4) 土地利用計画図（縮尺 500 分の 1 以上）
- (5) 区域内の公図の写し
- (6) 区域内の土地所有者等一覧表
- (7) 同意書（様式第3号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。